

2022年4月より、事業計画策定ガイドライン(太陽光)に、
火災保険や地震保険、第三者賠償保険等への
加入努力義務化が明記されました。

保険加入「努力義務化」に備えませんか？

太陽光発電設備 廃棄費用&賠償責任保険 ～努力義務化対応～のご案内

施設賠償責任(基本補償)+廃棄費用・サイバーリスク(オプション)

- 1 「保険加入努力義務」への備え!
- 2 ネットから簡単加入!
- 3 加入しやすい保険料!

保険期間 2023年12月1日16時～2024年12月1日16時(1年間)

募集期間 2023年9月1日～2023年11月20日

保険料払込方法 2023年9月30日までに申込手続きをした場合：
口座振替となりますので、口座振替依頼書をご提出ください。

2023年10月1日～2023年11月20日までに申込手続きをした場合：
指定口座へのお振込みが必要となります。

中途加入 随時受付可能です。

毎月20日(*)までに申込手続きを完了いただいた場合、
保険期間は翌月1日16時～2024年12月1日16時までとなります。
(*システムメンテナンスや土日祝等により、申込手続き締切日は毎月異なりますので、ご注意ください。

加入対象者 FITまたはFIP認定事業者様

対象となる設備 設備容量が10kW以上2,000kW以下の陸上に設置された事業用太陽光発電設備

※加入内容に変更なく更新される方は、自動更新となりますのでご加入手続きは不要です。
※制度全体の加入制限額(廃棄費用:地震以外250億円、地震50億円)に達した場合、募集を終了させていただきます。

2023年度	保険開始日	募集締切日
新規加入	2023年12月1日 午後4時	2023年11月20日(月) (*1)
中途加入	2024年1月1日 午後4時～2024年10月1日 午後4時	毎月20日、翌月1日補償開始 (*1)(*2)



① お申し込みサイトへアクセス

以下のお申し込みサイトへアクセスしてください。

<https://www.web-tac.co.jp/solar>



トップページ



利用規約

利用規約

本システムをご利用の前に

お申込みいただくには、「ご利用条件」、「システム利用規約」、「プライバシーポリシー」、「セキュリティポリシー」を必ずご確認ください。

「ご利用条件」、「システム利用規約」、「プライバシーポリシー」、「セキュリティポリシー」を確認し、同意します。

チェック

ご加入条件

FITまたはFIT認定事業者様

上記の加入条件を満たしています。

「試算を開始する」
クリック

試算を開始する

試算区分選択

新規加入を検討する方

下記の「新規試算を開始する」ボタンを押して試算画面へお進みください。

「新規試算を開始する」
クリック

新規試算を開始する

現在加入している方

初回エントリーIDと初回エントリーパスワードを入力の上、「手続きに進む」ボタンを押して試算画面へお進みください。

初回エントリーID

初回パスワード

こちらは利用しません

手続きに進む

② 商品選択・試算へ



② 商品選択・試算

商品選択・試算

プラン(補償)の表示に必要な項目を入力し、「プランを表示する」ボタンを押してください

本保険制度は、施設賠償責任を基本補償として、廃棄費用とサイバーリスクを特約として選択する制度です。

STEP1:ご希望の補償の組み合わせをご選択いただき、「プラン(補償)を表示する」ボタンを押してください。

STEP2:所有する太陽光発電設備の情報をご入力いただきます。1プランにつき1設備の設備情報をご入力ください。
例)群馬県に2設備、静岡県に1設備を所有する事業者は、プラン1とプラン2に群馬県の設備情報、プラン3に静岡県の設備情報をご入力ください。

この画面の補償内容から特約を選択してください。
施設賠償 + 廃棄費用 + サイバーリスク

プラン(補償)を表示する

ご希望の補償内容の組み合わせを選択

プラン

充電設備プランの

必要情報を入力後、「加入できる契約タイプを表示する」ボタンを押してください

プラン1: 発電設備の

★プラン1: 発電設備の代表住所(実字)

★プラン1: FIT/FIT認定設備ID

★プラン1: 設備ID

加入できる契約タイプを表示する

加入する契約タイプを選択後、「保険料を確認する」ボタンを押してください

1プランにつき1設備の設備情報をご入力ください。

例) 群馬県に2設備、静岡県に1設備を所有する事業者は、**プラン1とプラン2**に群馬県の設備情報、**プラン3**に静岡県の設備情報を入力してください。

「加入できる契約タイプを表示する」
クリック

B01

【施設賠償責任】

<支払限度額>(先着金請求)

- 施設賠償責任:100,000千円(1名・1事故)
- 初賠対応費用:10,000千円(1事故)
- 事業継続対応費用:10,000千円(1事故・保険期間中)

【北海道】

【廃棄費用】

<支払限度額>(1事故・保険期間中、先着金請求)

- 地震以外:設備容量に10千円を乗じた額(最大支払限度額10,000千円)
- 地震:設備容量に2千円を乗じた額(最大支払限度額2,000千円)

*設備容量とは 発電設備の発電出力(kw)です。

【その他(火災特約)】

- 火災:10,000千円(1事故・1請求・保険期間中)
- サイバー:10,000千円(1事故・1請求・保険期間中)

保険料を確認する

「保険料を確認する」
クリック

合計保険料

39,500円

ご請求額

39,500円

支払方法

口座振替

「お手続きを開始する」
クリック

お手続きを開始する

③ ご本人確認へ

③ ご本人確認・ご契約

ご本人確認

ご本人確認

ご本人確認のため入力いただいたメールアドレス宛にお申し込みをお送りします。パスワードはこの後のお手続きでご入力いただきます。先入念にお知らせください。

メールアドレス

パスワード

「送信する」
クリック

送信する



ご登録メールアドレスへ
手続きURLを送信
URLをクリック
※URLの有効時間は1時間

ご本人確認

ご本人確認

この先の手続きに進むために、先ほどご登録いただいたパスワードを入力してください。

パスワード

「次へ進む」
クリック

次へ進む

加入者区分

加入者区分を選択してください。

②を選択した場合、保守責任者の設定が必要となります。

加入者区分確認

加入者区分について言及するものはそのままの下記のいずれから選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

加入者が法人の場合は、保守責任者メールアドレスの登録が必要となります。

「保守責任者」とは

「保守責任者」とは、担当する本サービスのログイン/状態チェックする者を指します。担当者が本サービスの加入者さま専用ページへログインした際に「保守責任者」宛に通知メールが送付されますので、不審なログインがないかの確認をお願いします。また、必要に応じて担当者の交代手続きを行ってください。お手続き方法については代理店までお問い合わせください。

①

個人
または 従業員を雇用していない個人事業主
または 従業員1名のみ法人

該当を選択

②

従業員2名以上の法人
または 従業員を雇用している個人事業主

< 前に戻る

次へ進む

④ ご加入

(手続きフロー)

ご注意ください!

◎初回保険料は「指定口座へのお振込み」となります。

- *1 保険料はお申込月25日までに必ず指定口座へお振込みください。指定口座はお申込受付完了メールをご確認ください。
 - *2 システムメンテナンスや土日祝日等により募集締切日は月によって異なりますのでご注意ください。
- ※期限を過ぎてもお振込みがない場合、お申込みは無効となります。



お客様(お手続きお客様)のご決定

保守責任者登録

「ご本人確認」で登録したメールアドレス以外のメールアドレスを入力してください。
※メールアドレスが1つしかない場合は、同一メールアドレスを入力。

保守責任者登録

加入者が法人の場合は、保守責任者のメールアドレス登録が必要です。
以下に表示されているご登録済みのメールアドレスをご確認いただき、変更不要の場合は画面下部の「次へ進む」ボタンを押してお手続きを進めてください。
変更が必要な場合は新しいメールアドレスを入力し、②のメールアドレス認証を進めてください。

① 保守責任者のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

② 下記の認証コードを発行するボタンをクリックし、入力されたメールアドレスに認証コードを送ります。(有効期限:1時間)

この画面が終了したまま、保守責任者に通知された認証コードを確認し、お手続きを進めてください。
画面を閉じてしまうと再度最初からお申込みのお手続きが必要となります。

認証コードを発行する

「認証コード発行」クリック



保守責任者にご登録メールアドレスへ
認証コードを送信
※認証コードの有効時間は1時間

ご注意ください

この画面は絶対に閉じないでください。
閉じてしまうと再度最初から手続きとなります。

保守責任者登録

③ 保守責任者に送信されたメールに記載の認証コードを入力し、「次へ進む」をクリックしてください。
※認証コード発行後にメールアドレスを変更した場合は、再度②にて認証コードを発行してください。

認証コード

前に戻る

次へ進む

「次へ進む」クリック



④ご加入者様情報のご入力・お手続き完了

ご加入者情報・告知事項

ご加入者情報

ご加入者・被保険者情報を入力してください

※被保険者は保険の対象となる方を指します。

★または会社が付された事項はご加入に関する重要な事項告知事項です。ご加入時に告知事項について正しくお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。

加入者個人・法人区分

個人

法人

代表者氏名(漢字)

代表者氏名(漢字)

告知事項

★または会社が付された事項はご加入に関する重要な事項告知事項です。ご加入時に告知事項について正しくお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。

★他の保険契約の有(共有契約を含みます)

あり

なし

「次へ進む」クリック

お申込み内容確認

お申込み確認

★または会社が付された事項はご加入に関する重要な事項告知事項です。ご加入時に告知事項について正しくお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。

補償内容

保料補償期間
2023年12月1日 午後4時 から 2023年12月1日 午後4時 まで

ご希望の補償を組み合わせてください。

お電話 + 保険費用 + サービス

重要事項説明書のご確認

重要事項説明書のご確認

以下の内容を必ず確認し、同意いただいたうえでこの内容で申込みボタンをクリックしてください。

Step1 重要事項説明書の確認(同意)

本プランは重要事項説明書に記載の通りです。必ずお読みください。特に重要な事項は赤字で記載されています。ご不明な点やご質問は、本プランの重要事項説明書のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お手続きを進めるには、PDFファイルを開いてご確認ください。

PDFファイルを開く

以下の内容を確認し、同意いただいたうえでこの内容で申込みボタンをクリックしてください。

Step2 入力内容の確認

入力内容を確認し、正しい内容であることを確認してください。

入力内容を確認する

※本プランは重要事項説明書に記載の通りです。必ずお読みください。特に重要な事項は赤字で記載されています。ご不明な点やご質問は、本プランの重要事項説明書のお問い合わせ先までお問い合わせください。

同意いただいたうえでこの内容で申込みボタンをクリックしてください。

申込み完了

この内容で申し込む

**「この内容で申し込む」
クリック**

振替口座の登録

※2023年10月1日以降にお申込み手続きをした場合は、次年度用(2024年度)の振替口座登録となります。

●個人口座

→WEBで登録 or 口座振替依頼書(用紙)で登録

●法人口座・屋号付き口座

→口座振替依頼書(用紙)で登録



**銀行
サイト
手続き**

お申込み受付完了

2023年9月30日までに
お申込み手続きをした場合

保険料は2023年11月27日(月)に口座引き落としされます。紙の口座振替依頼書で登録する場合は、2023年10月6日(金)までにご提出ください。

2023年10月1日以降に
お申込み手続きをした場合

保険料を指定口座へお振込みください。お申込み受付完了メール記載の指定口座へ期日までに保険料をお支払いください。

※依頼人名を「加入者番号+加入者氏名」としてお振込みください。

※お振込み手数料は加入者様負担となります。

※期日を過ぎてもお振込みがない場合は、お申込みは無効となります。

※加入者証はお振込み後、10日後を目途に加入者さま専用ページでご確認いただくことが可能です。

加入者さま専用ページログインURL

https://dantai-nf.tokiomarine-e.jp/app/myp/P000005-pxGOolxLDZ/login



更新手続き

Webでのお申込み方法

保険開始日：2023年12月1日午後4時

更新パターン	募集締切日
前年同等の補償内容から 変更なし	お手続き不要(自動更新)
①前年同等の補償内容から 変更あり	2023年9月30日(土)

*2023年度保険料引落口座を変更・登録する場合、2023年10月6日(金)取扱代理店必着で口座振替依頼書をご提出ください。期日を過ぎてご提出いただいた場合、



① 加入者さま専用ページへアクセス

以下の加入者さま専用ページへアクセスしてください。

<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/myp/P000005/nxGOolxLDZ/login>



加入者さま専用ページ ログイン

ログインIDとパスワードを入力
 ※ご登録メールアドレス宛に「団体保険一斉募集開始のお知らせ」メールでご案内しております(9月1日付)
 ※パスワード(PW)はご加入時設定のものです。

加入者さま専用ページ ログイン

本画面の加入者さま専用ページへログインできます。
 一定期間内に有効なIDとパスワードを入力してください。

ID

パスワード

加入者さま専用ページをご利用いただくには、「ご所属会社名」、「システム利用種別ID」、「パスワード(シリアルコード)」、「任意のメールアドレス」を入力して確認が必要です。

「ご利用会社名」、「システム利用種別ID」、「パスワード(シリアルコード)」、「任意のメールアドレス」を登録するのを、スキップします。

忘れられたり、変更した場合は
 ID・PWをお忘れの方は
 ID再通知・PW再設定可能です

チェック

※前回のパスワード設定から90日を超過している場合、パスワードの変更が必要です。該当する方はパスワード変更画面に遷移しますので、再設定ください。

パスワード変更

前回のパスワード設定から90日を超過しています。
 サービスを継続にご利用いただくため、パスワードの変更をお願いします。
 なお、新しいパスワードは最低8文字以上、パスワードを設定してください。

現在のパスワード

新しいパスワード

戻る 完了

加入者さま専用ページ

ご契約内容の確認や更新手続き、ご登録情報の変更を行うことができます。

更新手続き

ご契約確認

② 更新手続きへ



② 更新手続き

前年同等の補償内容で更新を希望する方

以下の条件に当てはまる方については、当団体は次年度パンフレット等に記載の改定後の保険料等・補償内容にて、保険会社に保険契約を申込みさせていただきます。お手続きは不要です。

- ・改定内容についてご了承いただける方
- ・前年同等の補償内容から見直しが必要の方
- ・保険会社から更新手続きについての連絡がない方

本制度は自動更新となります。

補償内容・ご加入者情報に変更がない場合は、お手続き不要です。
前年同等の補償内容で更新お申込みさせていただきます。

更新手続き

更新手続き

前年同等の補償内容(現在の加入内容と同様の条件で加入する補償内容)をご確認の上、お手続き方法をご選択ください。
 現在のご契約内容は画面下部の「戻る」ボタンを押してホーム画面に移動し、「ご契約内容の確認」より確認いただけます。
 なお、ご加入いただいている団体制度に基づき、ご加入実績によって加入いただけることが可能なプランを表示しています。

- 制度変更のお知らせ
 - ・これまで「経費費用」は基本補償の一つとして販売しておりましたが、契約として付帯内容を選択できるようになりました。
 - ・「経費費用」が追加されたことにより、サイト初期に設定する補償対象外となるよう明確化されました。サイト初期に設定する補償は、「サイトリスク」で補償します。

戻る

前年度の補償内容を確認することが可能です。

変更/解約・口座変更手続き

前年同等の補償内容から変更を希望する方

補償内容、加入者情報等を変更して更新することができます。

① 前年同等の補償内容から変更を希望する方

ご加入条件

本団体の保険料引落とし口座の登録が完了しています。

上記の加入条件を満たしています。

チェック

保険料引き落とし口座のみ変更・登録を希望する方

預金口座振替依頼書のご提出が必要です

下記Step「Step4」に当たってお手続きください。
 現在ご登録の口座がご不明な場合は、お振替先を「任意の口座」に設定し、代理店への連絡をお願いします。

※手順をご確認ください。

Step1
 預金口座振替依頼書一式(※)を印刷してください。

Step2
 預金口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、押印してください。

Step3
 預金口座振替依頼書一式(※)の内容によって郵送用の封筒をご用意いただき、預金口座振替依頼書を入れてください。

Step4
 Step3でご用意いただいた封筒をポストへ投函してください。

② 保険料引き落とし口座のみ変更・登録を希望する方

- ① 加入内容に変更はないが、保険料引き落とし口座のみ変更したい方
- ② 保険料引き落とし口座の設定ができていない方

上記①②に該当する方は預金口座振替依頼書のご提出をお願いします。

※更新手続きは不要です。

更新を希望しない方

次年度のご契約の更新を停止できます。

③ 更新を希望しない方

更新を停止すると2023年12月1日16時以降の補償はなくなります。

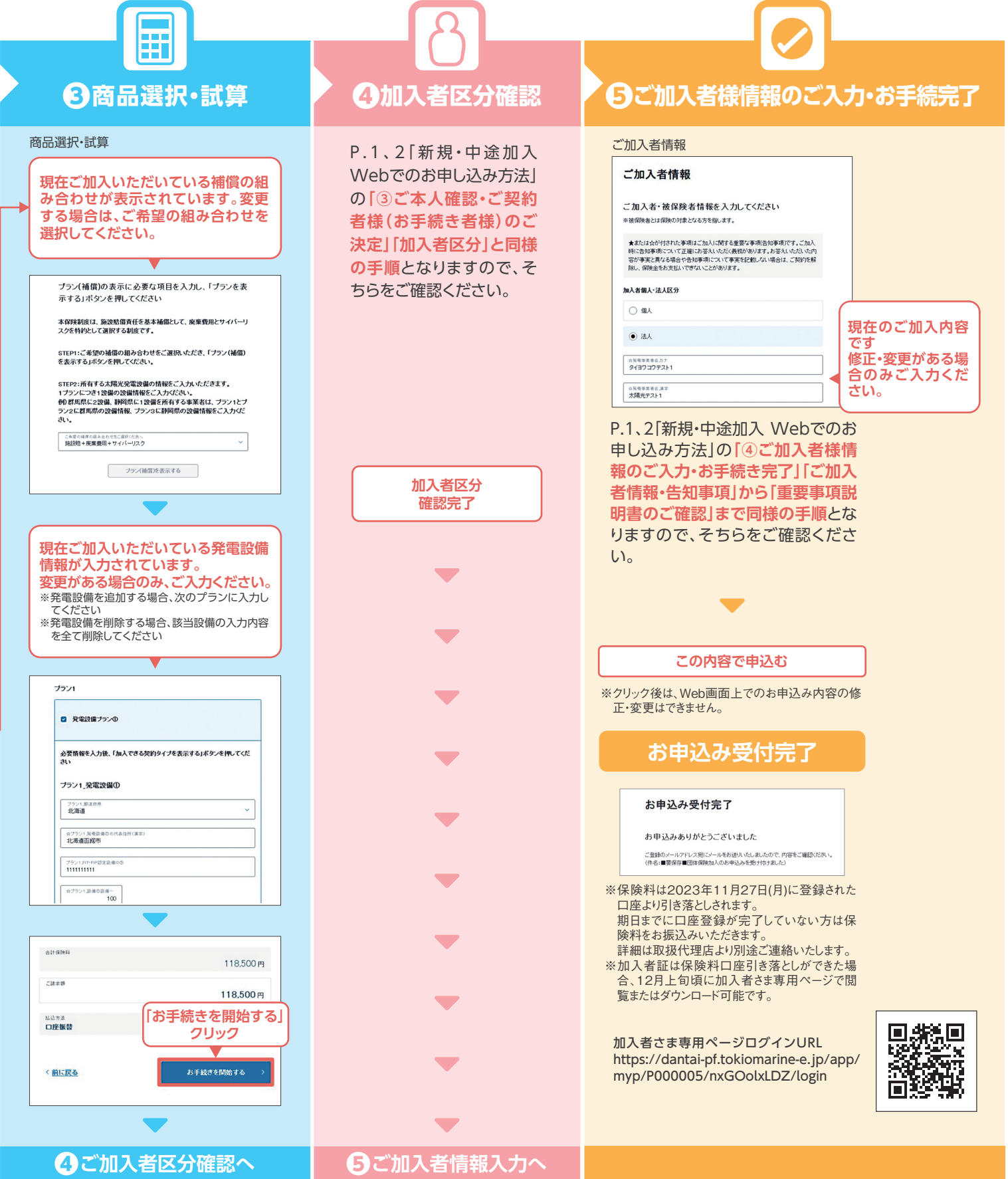
③ 商品選択・試算へ

(手続きフロー)

(注) 補償内容・ご加入者情報に変更がない場合はお手続き不要(自動更新)です。

更新パターン(②口座ご変更、③保険ご解約)	募集締切日
②保険料引落口座のみ変更・登録	2023年10月6日(金)*
③更新停止(12/1解約)	2023年9月30日(土)

2024年度より適用となります。



③商品選択・試算

商品選択・試算

現在ご加入いただいている補償の組み合わせが表示されています。変更する場合は、ご希望の組み合わせを選択してください。

プラン(補償)の表示に必要な項目を入力し、「プランを表示する」ボタンを押してください

本保険制度は、施設賠償責任を基本補償として、施設費用とサイバーリスクを特約として選択する制度です。

STEP1: ご希望の補償の組み合わせをご選択いただき、「プラン(補償)を表示する」ボタンを押してください。

STEP2: 所有する太陽光発電設備の情報をご入力いただきます。
1. プランにつき1設備の設備情報をご入力ください。
例) 群馬県に2設備、静岡県に1設備を所有する事業者は、プラン1とプラン2に群馬県の設備情報、プラン3に静岡県の設備情報をご入力ください。

ご希望の補償の組み合わせをお選びください。
施設賠償責任+施設費用+サイバーリスク

プラン補償を表示する

現在ご加入いただいている発電設備情報が入力されています。変更がある場合のみ、ご入力ください。
※発電設備を追加する場合、次のプランに入力してください
※発電設備を削除する場合、該当設備の入力内容を全て削除してください

プラン1

発電設備プラン①

必要情報を入力後、「加入できる契約タイプを表示する」ボタンを押してください

プラン1 発電設備①

プラン1 都道府県
北海道

※プラン1 発電設備の所在地(住所)
北海道 函館市

プラン1 発電設備の認定番号
1111111111

※プラン1 発電設備の容量
100

合計保険料 118,500円

ご請求額 118,500円

お支払方法
口座振替

「お手続きを開始する」をクリック

お手続きを開始する

④加入者区分確認

P.1、2「新規・中途加入 Webでのお申し込み方法」の「③ご本人確認・ご契約者様(お手続き者様)のご決定」「加入者区分」と同様の手順となりますので、そちらをご確認ください。

加入者区分確認完了

⑤ご加入者様情報のご入力・お手続き完了

ご加入者情報

ご加入者情報

ご加入者・被保険者情報を入力してください
※被保険者は保険の対象となる方を指します。

★またはあなたが付された事項はご加入に関する重要な事項告知事項です。ご加入料に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

加入者個人・法人区分

個人

法人

※加入者氏名(フリガナ)
タイヨウコウキョウ1

※加入者氏名(漢字)
太陽光ストア1

現在のご加入内容です。修正・変更がある場合のみご入力ください。

P.1、2「新規・中途加入 Webでのお申し込み方法」の「④ご加入者様情報のご入力・お手続き完了」「ご加入者情報・告知事項」から「重要事項説明書のご確認」まで同様の手順となりますので、そちらをご確認ください。

この内容で申込む

※クリック後は、Web画面上でのお申し込み内容の修正・変更はできません。

お申し込み受付完了

お申し込み受付完了

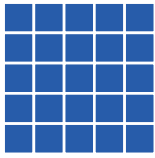
お申し込みありがとうございます

ご登録のメールアドレスにメールをお送りいたしましたので、内容をご確認ください。
(件名: ■重要情報■団体保険加入のお申し込みを受けました)

※保険料は2023年11月27日(月)に登録された口座より引き落としされます。
期日までに口座登録が完了していない方は保険料をお振込みいただけます。
詳細は取扱代理店より別途ご連絡いたします。
※加入者証は保険料口座引き落としができた場合、12月上旬頃に加入者さま専用ページで閲覧またはダウンロード可能です。

加入者さま専用ページログインURL
https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/myp/P000005/nxG0oolDZ/login





よくあるご質問

お申し込み手続きについて【新規加入・中途加入・更新共通】

- Q1** Webでの加入(更新)手続きではなく、紙で加入(更新)手続きしたい場合はどうすればよいですか。
- A1** 紙での加入手続きは受け付けておりません。恐れ入りますが、Webで加入手続きをお願いします。操作方法が不明な場合は、取扱代理店東京海上日動あんしんコンサルティング(TAC)までお問合せください。
- Q2** 手続きを中止(中断)したいです。今入力したものを保存しておき再開したいのですが、どうすればよいですか。
- A2** 申し訳ございませんが、お手続きの中断はできかねます。最後までお手続きいただく、または改めて最初からお手続きをいただきますようお願いいたします。
- Q3** 申込み内容を誤って入力したため、変更したいです。どうすればよいですか。
- A3** 途中で申込内容確認画面がありますので、補償内容やお客様情報を修正することが可能です。お手続きが完了している場合、内容変更はできませんので、取扱代理店東京海上日動あんしんコンサルティング(TAC)までお問合せください。
- Q4** 過積載の場合は、設備容量はどうすればよいですか？
- A4** 過積載の場合はパワコンの出力でご申告ください。

お申し込み手続き完了後

- Q5** 「加入者さま専用ページ」にアクセスするにはどうすればよいですか。
- A5** 以下のいずれかの方法でログインできます。
- お手続き完了後にご案内する「加入者さま専用ページへすすむ」ボタンをクリック
 - 加入完了時に登録したメールアドレスに着信するメール記載のURLをクリック
 - お手続きサイト画面右上「ログイン」ボタンをクリック
- ログインには、ログインIDとパスワードが必要になります。ログインIDとパスワードは、『QA6.「加入者さま専用ページ」のログインに必要なIDとパスワードを知りたいです。どうすればよいですか。』をご確認ください。
- Q6** 「加入者さま専用ページ」のログインに必要なIDとパスワードを知りたいです。どうすればよいですか。
- A6** ログインIDは再通知いたします。
パスワードはお客様ご自身で再設定をお願いいたします。
いずれも、お手続きサイト画面右上「ログイン」をクリックいただき、「IDを再通知する」もしくは「パスワードを再設定する」をご選択してそれぞれご対応をお願いいたします。
- Q7** 加入者証が届きませんがどうすればよいですか。
- A7** Webでお手続きいただけますと加入者証はWeb上でご確認いただけますので、送付いたしません。保険料のお振込み(更新の場合、口座引落)から10日後を目途に「加入者さま専用ページ」からご確認ください。

施設賠償責任保険について

- Q8** 太陽発電設備のある敷地にて、草刈り作業を行っていたところ、小石が飛んで通行人が怪我をした場合は補償対象となりますか？
- A8** 太陽光発電事業に起因する賠償責任となりますので、対象となります。また、賠償請求を受けて、訴訟や示談交渉において弁護士等に相談した争訟費用も補償の対象となります。(ただし、争訟費用は保険会社の事前同意が必要となります。)

廃棄費用保険について

- Q9** 修理費用は対象とならないのですか？
- A9** 廃棄費用に特化した保険となりますので修理費用は対象外となります。修理費用を補償する保険をご希望の場合は、火災保険のご加入をご検討ください。
- Q10** ゲリラ豪雨により、広範囲の太陽光パネルが浸水して壊れてしまったため発電事業を廃止したいと考えています。どのような費用が補償されますか。
- A10** 太陽光発電設備の取りこわし費用のほか、取片づけ清掃費用および搬出費用、廃棄処分を行う費用が補償されます。発電事業の縮小や廃止が前提であれば、損壊した太陽光パネルだけでなく、太陽光発電システム関連設備(例えば、パワーコンディショナー、架台、フェンス等)の廃棄費用についても支払限度額を上限にお支払いします。

なぜ、太陽光発電事業に保険が必要なの？

資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)に火災保険・地震保険、第三者賠償保険等への 加入努力義務が明示されました。

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

本保険制度の特徴

1

「保険加入努力義務」への備え!

「廃棄費用」「賠償責任」の必要な補償に加入いただけます。

2

加入しやすい保険料でネットで簡単加入!

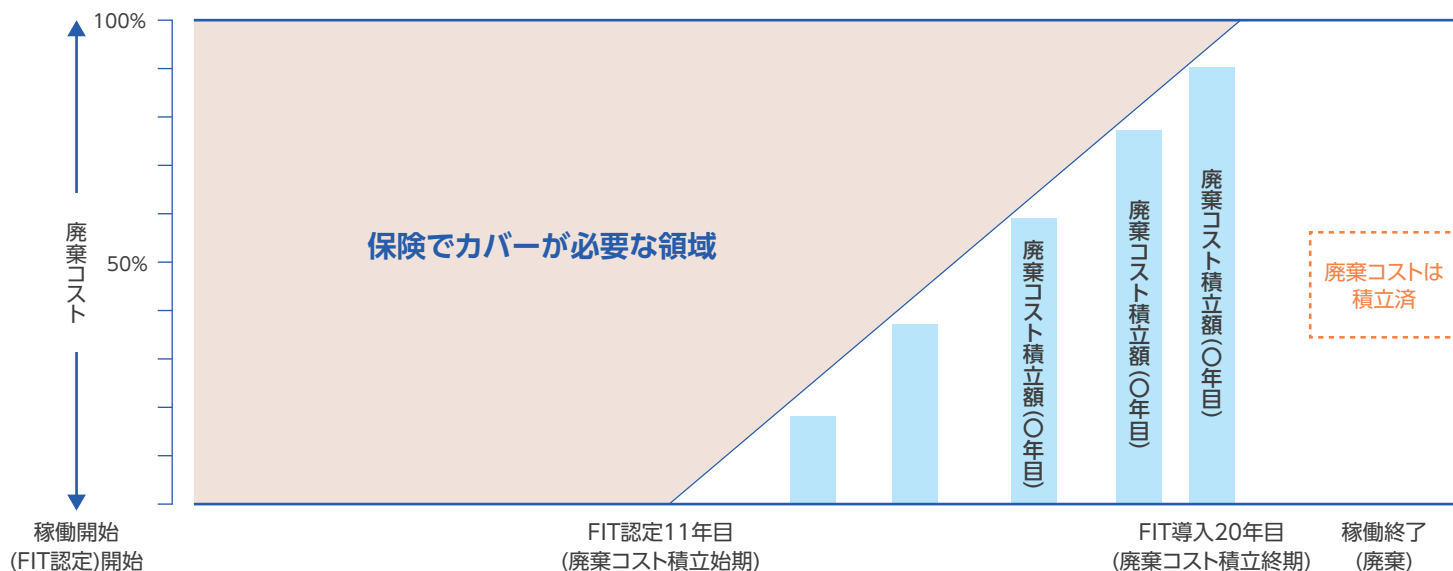
「廃棄費用」と「賠償責任」50Kwで約1.7万円。

3

「廃棄費用」では、地震リスクも補償!

火災保険では補償対象外である地震のリスクにも安心。

FIT認定期間の11年目より、廃棄費用の積立が順次開始されます。メーカーや販売元の保証期間は一般的には、5～10年と言われていますが、11年目以降への備えとしてご検討ください。



2023年12月更新契約の主な改定ポイント(サイバーリスク(オプション)のみ)

■人格権・著作権等の侵害についても補償を拡大します。

従来の人格権侵害や一部の著作権侵害に加え商標権や意匠権等の侵害も対象となります。

■「ITユーザー行為」に次の行為を追加します。

記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、記名被保険者が対価または報酬を得る場合を除きます。

■情報被害が自社のみにとどまるサイバー攻撃も支払要件に追加します。

サイバーセキュリティ事故対応費用の支払要件のうち「サイバー攻撃」について、サイバー攻撃による被害が自社のみにとどまり、他人の被害の発生(またはそのおそれ)を伴わないケースにおける原因・被害範囲の調査費用等も補償対象に追加します(サイバー攻撃の事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限りです。)

施設賠償責任(基本補償)

施設賠償責任保険(初期対応費用担保特約条項、事業継続対応費用担保特約条項等)

特徴

1 地域共生の観点で必要な万一の賠償資力を確保!

2 賠償責任の有無がはっきりしない場合でも、見舞金等の各種初期対応費用を補償!

必要性

2022年4月より、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に第三者賠償保険等への加入努力義務が明示されました。

発電設備の異常や敷地外への土砂流出等、太陽光発電事業に関する万一の賠償補償が必要になります。



保険金をお支払する具体的な例

風災



- 大型台風により太陽光パネルが飛散し、他人の住宅等を破損させた。不可抗力であり、損害賠償責任は発生しないが(※)、見舞金を支払う必要がある。【風災見舞金】
※既に賠償債務の弁済として風災見舞金を支出している場合、【基本補償】で対応。

土砂崩れ



- 敷地の管理上の不備等により土砂崩れが発生し、近隣の道をふさいだり、建物等への被害が発生してしまい、損害賠償責任が発生【基本補償】。
- 再発防止対策を求められ、コンサル会社に依頼。【事業継続対応費用】

管理上の過失



- 所有者による敷地内の草刈り中、敷地内の石が飛んで通行人がケガをしたり他人の所有物を破損させたことにより損害賠償請求を受けた。【基本補償】

支払限度額(すべて免責金額0円)

施設賠償責任	1億円(1名/1事故)
初期対応費用	1,000万円(1事故)
	うち身体障害見舞費用(1名):10万円 うち風災見舞金(1名または1被害世帯もしくは1被害法人):10万円※1事故につき20万円
事業継続費対応費用	1,000万円(1事故・保険期間中)(うち再発防止コンサルティング等費用は1事故につき500万円) ※再発防止コンサルティング等費用は縮小支払割合90%となります。

保険金をお支払いする場合

施設賠償責任

所有・使用・管理する太陽光発電設備に起因した対人・対物事故において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び被保険者が支出した費用等を補償します。

初期対応費用

※結果として事業者に損害賠償責任が発生しない場合も対象となります。

対人、対物事故が発生した際に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用を補償します。

【風災見舞金】 風災により他人の建物または屋外設備装置に損壊が発生した場合の被害者への見舞費用を補償します。

事業継続対応費用

施設賠償責任および初期対応費用で補償対象となる事故について、事故に対応するために直接必要な事業継続対応費用を補償します(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる費用に限ります。)

※被保険者の範囲①加入者(記名被保険者)②加入者の使用人③加入者が法人である場合、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関④加入者が法人以外の社団である場合、その構成員⑤加入者が自然人である場合、その同居の親族

お支払いの対象となる保険金の種類

	①事故の初動対応	②事態への対処・訴訟対応	③事態収束
基本補償	①損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ②緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用	③争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含まれます。) ④協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	⑤法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> ! 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。 </div>
	基本補償①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。) $\text{お支払いする保険金} = \text{①損害防止軽減費用} + \text{②緊急措置費用} + \text{③争訟費用} + \text{④協力費用}$		
例外	「⑤法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、 $\text{お支払いする保険金} = \text{③争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑤法律上の損害賠償金}}$		$\text{お支払いする保険金} = \text{⑤法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$
初期対応費用	<ul style="list-style-type: none"> 事故現場の保存費用・事故原因の調査費用 新聞等へのお詫び広告の掲載費用 対人事故の被害者への見舞費用 等		
事業継続対応費用	a.危機管理対応費用 <ul style="list-style-type: none"> 事故についての会見等を行う費用 対策本部設置費用 SNS等への投稿の削除費用 評判への影響を最小化するためのコンサルティング費用 	b.再発防止コンサルティング等費用 <ul style="list-style-type: none"> 再発防止に関するコンサルティング費用 再発防止マニュアル策定費用 従業員の教育費用 	c.信頼回復広告費用 <ul style="list-style-type: none"> 営業再開を知らせる広告費用 信頼回復のための広告費用 信頼回復のための広告宣伝対策のコンサルティング費用 等

保険金をお支払いしない主な場合

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

①次の賠償責任

- a.記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任
- b.記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物(aに規定する財物を除きます。)の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ②建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み
- ③施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事
- ④自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両(自転車等)・原動力がもつばら人力によるものを除きます。または動物の所有・使用・管理
- ⑤販売した商品・飲食物等を原因とする食中毒その他の事故
- ⑥仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故
- ⑦石棉(アスベスト)・石棉の代替物質(これらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性
- ⑧汚染物質の排出・流出・いっしゅ・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)
- または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

- ⑨排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑩医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
- ⑪核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)
- ⑫ご契約者・被保険者の故意
- ⑬戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議
- ⑭地震・噴火・洪水・津波・高潮(*)
- ⑮他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ⑯被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑰被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑱サイバー攻撃に起因する損害または損失

等
 *地震・噴火・洪水・津波・高潮以外の自然災害(台風等)については、こちらの「保険金をお支払いしない主な場合」には該当しませんが、そもそも自然災害に起因する事故によって他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。この場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

廃棄費用(オプション)

動産総合保険(太陽光発電システム廃棄費用補償特約、太陽光発電システム廃棄費用補償特約(地震)等)

特徴

- 1 発電事業の廃止または規模の縮小を目的に太陽光発電システムを撤去する費用を補償!
- 2 地震または噴火による損害を補償!

必要性

2020年4月より資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に
火災保険・地震保険等への加入努力義務 が明示されました。

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

2022年7月より廃棄費用の外部積立が開始
されましたが、外部積立前～積立中は、廃棄
費用を十分に賄えない可能性があります。



外部積立前～積立中に自然災害等により発電事業の
縮小・撤廃を余儀なくされた場合の発電システムの
撤去・処分費用が必要になります。

保険金をお支払する具体的な例



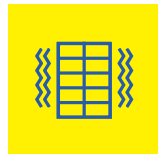
台風暴風雨

- 強風により太陽光パネルが飛ばされた。
- 隣家の瓦や敷地内外の砂利が太陽光パネルに直撃し、破損した。



洪水

- ゲリラ豪雨により河川などから泥やゴミが流れ込み、太陽光パネルや接続箱、パワーコンが冠水し破損した。



地震

- 揺れにより太陽光パネルが落下し破損、パワーコンに故障が生じた。
- 太陽光パネルの架台や柵が倒壊、破損した(パネルの損害が前提)。

損壊した部分を
廃棄し、
発電事業の
規模を縮小









破損した部分も
含めてすべて
廃棄し、
発電事業を廃止

支払限度額(すべて免責金額0円)

廃棄費用	地震以外	設備容量1kWあたり 1 万円(1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額1,000万円)
	地震または噴火	設備容量1kWあたり 2 千円(1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額200万円)

保険金のお支払い対象となる事故

保険期間中に以下のいずれかに掲げる不測かつ突発的な事故によって、太陽光発電モジュールに損害が発生したことにより、発電規模の縮小または発電事業の廃止を目的として、太陽光発電システムの一部または全部を撤去するために被保険者が負担する廃棄費用を補償します。

							
火災	落雷	破裂 または 爆発	台風、旋風、 暴風、暴風雨等の 風災	雹(ひょう)災 または 雪災(*1)	台風、暴風雨、 豪雨等による洪水、 融雪洪水、高潮、 土砂崩れ(*2)、 落石等の水災	車両または その積載物の 衝突もしくは 接触等	地震 または 噴火(*3)

(*1) 降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除く。

(*2) 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除く。

(*3) 地震または噴火による火災、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災、もしくは地震または噴火によって生じた損壊、埋没、流出。

用語解説

太陽光発電システム	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、蓄電池、架台、表示器、フェンスまたはこれらに類するものをいい、これらのものの付属品または付属配線を含みます。
廃棄費用	取りこわし費用、取片づけ清掃費用、搬出費用および廃棄処分を行う費用

保険金のお支払方法

- 被保険者が負担する廃棄費用に対して、廃棄費用保険金を支払います。
- 太陽光発電システムに対して引受保険会社が支払う廃棄費用保険金の額は、加入者証記載の太陽光発電システムの設備IDごとに、保険期間を通算して、太陽光発電システムの設備容量(kW)に1万円(地震の場合は2,000円)を乗じた額を限度とします。ただし、いかなる場合も1,000万円(地震の場合は200万円)を限度とします。
- 引受保険会社が支払う廃棄費用保険金の額は、保険期間を通算して、250億円(地震の場合は50億円)を限度とします。
- 損害の拡大防止義務および損害拡大防止費用は対象外となります。
- 保険期間中に生じた事故による損害に対して、引受保険会社が支払う保険金の額が通算して上記に規定する支払限度額に達した場合は、それらの保険金支払の原因となった損害のうち最も遅い損害の発生した時に保険契約は終了します。(対象となる太陽光発電システムの設備IDごとに適用します。)

保険金をお支払いしない主な場合

次のような損害については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください

- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害
- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
(修理、清掃等の作業を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等(修理・清掃等)の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)
- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象

(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)

- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害
(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により冷凍・冷蔵装置に物的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)
- 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)やこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
- 保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- 事故が発生した時において、既に稼働していない部分に生じた損害(保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
- 保険の対象が設置されていた場所(土地、建物および設備・什器等を含みます。)を事故発生前または保険の対象の設置前の状態に復元するために要する費用
- リユース、リサイクルその他の方法により保険の対象を再利用するために生じる費用
- サイバー攻撃に起因する損害(サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合は除きます。)

サイバーリスク(オプション)

ご加入にあたり、「施設賠償責任」「廃棄費用」にご加入いただく必要があります。

サイバーリスク保険(情報通信技術特別約款、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項等)

特徴

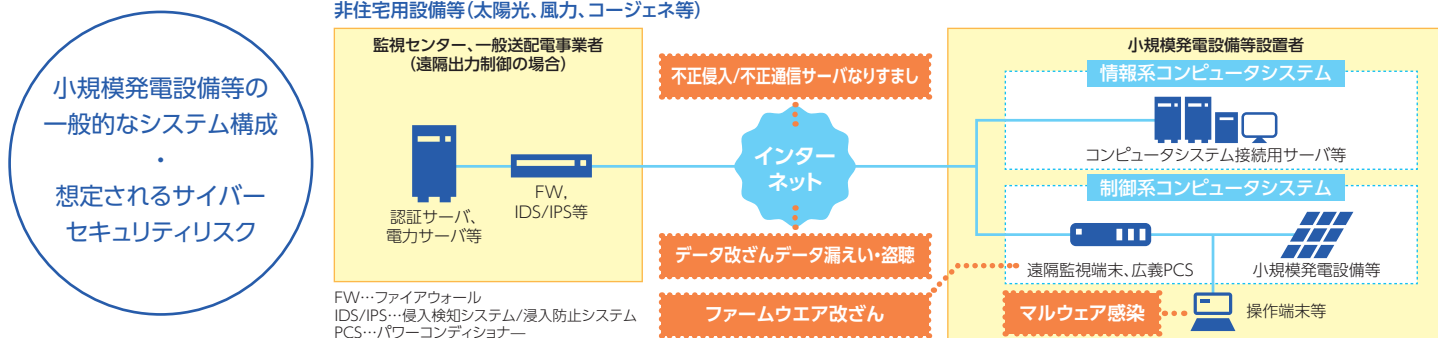
1 太陽光発電事業に起因するサイバーリスクを包括的に補償!

2 賠償責任では最大1億円、各種対応費用では最大500万円を補償!

必要性

資源エネルギー庁は、2020年10月より小規模な再生可能エネルギーの発電設備に対してサイバーセキュリティ対策を義務付けました。

今後の電源の分散化やオンライン制御の拡大を踏まえ、より高まっていくサイバーリスクへの補償が必要になります。



小規模発電設備等の一般的なシステム構成
・
想定されるサイバーセキュリティリスク

保険金をお支払する具体的な例



サイバー攻撃①

- 遠隔監視システム等へのサイバー攻撃により、コンピュータシステムを通じて一般送配電事業者の事業が阻害され、損害賠償請求を受けた。【基本補償】
- 再発防止策として、事業者がコンサルティング会社に依頼し、外部機関による認証取得費用を負担した。【再発防止費用】



サイバー攻撃②

- サイバー攻撃により発電量等のデータが破壊されたため、事業者がデータの復旧費用を負担した。【データ等復旧費用】

支払限度額(すべて免責金額0円)

損害賠償責任	1億円 (1請求・保険期間中)		
サイバーセキュリティ事故対応費用	500万円 (1事故・1請求・保険期間中)	サイバー攻撃対応費用・原因被害範囲調査費用・相談費用(A)*1	500万円
		サイバー攻撃対応費用・原因被害範囲調査費用・相談費用(B)*2	500万円
		データ等復旧費用	500万円
		再発防止費用	500万円
		訴訟対応費用	500万円
		情報漏えい見舞費用	1千円(1名) 5万円(1法人)

*1 セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

*2 セキュリティ事故のうち*1以外および風評被害事故

※「損害賠償責任」「サイバーセキュリティ事故対応費用」を合算して1億円が限度となります。

保険金をお支払いする場合

賠償責任

太陽光発電事業の遂行に起因して、次の事由について、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

①ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)

- 他人の事業の休止または阻害
- 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破壊(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りません。)
- その他の不測の事由による他人の損失の発生

②情報の漏えいまたはそのおそれ

③人格権・著作権等の侵害(②を除きます。)

※被保険者の範囲①加入者(記名被保険者)②加入者の役員または使用人(加入者の業務に関する場合に限る)

サイバーセキュリティ事故対応費用

事故対応期間内に生じた下表記載の費用(その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

<セキュリティ事故とは>

賠償責任の①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃(①～③の事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限ります。)

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる保険金の種類と支払限度額等

賠償責任

費用の種類	定義	支払限度額
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	1請求・ 保険期間中
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)	1億円
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	

サイバーセキュリティ事故対応費用

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	
a. サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれ外部通報(*1)によって発見されたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたこと	により、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置*2により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)…100% または (B) セキュリティ事故のうち、(A)以外および風評被害事故の場合…90%	1事故・ 保険期間中	
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	セ. 原因調査費用 セキュリティ事故の発生原因を調査するために必要な費用をいいます。			
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な費用をいいます。(*2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。)	(ウ) [e. その他事故対応費用 損害賠償請求費用]の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)			
d. データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃により改ざんされたファイルの復旧費用をいいます。(*2)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。	スに関するものを除きます。の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)			
e. その他事故対応費用	次のアからコまでの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、g、②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対して被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービ	スに関するものを除きます。の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。) キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	1事故・ 保険期間中 500万円	1事故・ 保険期間中 最大 500万円
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。(*2)		90%		
g. 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用	エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・ 保険期間中 500万円	

(※1) 次のいずれかを行います。
ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(※2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りません。

(※3) 次のいずれかを行います。
① 公的機関による被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります。)
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付
④ 公的機関からの通報

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

賠償責任・サイバーセキュリティ事故対応費用共通

- 戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)/またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)/の放射性・爆発性その他の有害な特性またはその作用
- 保険契約者または被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時(引)前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時(引)に認識していたと判断した理由がある場合を含みます。)
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(引)と判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- 他人の身体への障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災、破綻または爆発
イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
ア. 人格権・著作権等の侵害
イ. 記名被保険者の業務に従事する以外の人によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害

- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
 - 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
 - 被保険者が支出した(または法律上の損害賠償金として負担した)かどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての財物または債務の価値を含みます。)/のために要する費用(追完または再履行のために提供した)を含みます。
 - 被保険者の暗号資産交換業の遂行
 - 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
 - 被保険者相互間における損害賠償請求
 - 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
 - IT業務の遂行
 - 保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- 情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:ITユーザー行為に起因する事故(*4)固有等
- *4 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- (※4) 情報漏えいまたはそのおそれを除きます。

賠償責任・サイバーセキュリティ事故対応費用(情報漏えいまたはそのおそれの事故固有)

被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求等

賠償責任固有

- 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
ア. 磁気的方法により記録される金額等に対する対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
イ. 不正な為替取引・資金移動

年間保険料(設備容量1kWあたり)

施設賠償責任(基本補償)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	100
------	-----

廃棄費用(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

北海道	175	富山県	269	岡山県	188
青森県	207	石川県	254	広島県	174
岩手県	215	福井県	270	山口県	162
宮城県	216	長野県	247	徳島県	238
秋田県	209	岐阜県	273	香川県	173
山形県	211	静岡県	290	愛媛県	170
福島県	205	愛知県	272	高知県	233
茨城県	231	三重県	335	福岡県	227
栃木県	220	滋賀県	301	佐賀県	235
群馬県	223	京都府	322	長崎県	217
埼玉県	257	大阪府	335	熊本県	235
千葉県	232	兵庫県	299	大分県	223
東京都	244	奈良県	301	宮崎県	240
神奈川県	223	和歌山県	328	鹿児島県	220
新潟県	269	鳥取県	175	沖縄県	215
山梨県	264	島根県	174		

サイバーリスク(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	120
------	-----

※過積載の場合は、設備容量=パワコンの出力となります。

年間保険料例

都道府県	設備容量(kW)	施設賠償責任 (基本補償) 保険料単価	廃棄費用 (オプション) 保険料単価	サイバーリスク (オプション) 保険料単価
熊本	A 50	B 100	C 235	D 120

$$A \times (B + C + D) = \text{年間合計保険料 } 22,750$$

中途加入保険料(設備容量1kWあたり)

補償期間	2023年 12月1日～	2024年 1月1日～	2024年 2月1日～	2024年 3月1日～	2024年 4月1日～	2024年 5月1日～	2024年 6月1日～	2024年 7月1日～	2024年 8月1日～	2024年 9月1日～	2024年 10月1日～
加入締切日	2023年 11月20日	2023年 12月20日	2024年 1月20日	2024年 2月20日	2024年 3月20日	2024年 4月20日	2024年 5月20日	2024年 6月20日	2024年 7月20日	2024年 8月20日	2024年 9月20日

■ 施設賠償責任(基本補償)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	100	90	80	80	70	60	50	40	30	30	20
------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

■ 廃棄費用(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

北海道	175	160	146	131	117	102	88	73	58	44	29
青森県	207	190	173	155	138	121	104	86	69	52	35
岩手県	215	197	179	161	143	125	108	90	72	54	36
宮城県	216	198	180	162	144	126	108	90	72	54	36
秋田県	209	192	174	157	139	122	105	87	70	52	35
山形県	211	193	176	158	141	123	106	88	70	53	35
福島県	205	188	171	154	137	120	103	85	68	51	34
茨城県	231	212	193	173	154	135	116	96	77	58	39
栃木県	220	202	183	165	147	128	110	92	73	55	37
群馬県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
埼玉県	257	236	214	193	171	150	129	107	86	64	43
千葉県	232	213	193	174	155	135	116	97	77	58	39
東京都	244	224	203	183	163	142	122	102	81	61	41
神奈川県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
新潟県	269	247	224	202	179	157	135	112	90	67	45
山梨県	264	242	220	198	176	154	132	110	88	66	44
富山県	269	247	224	202	179	157	135	112	90	67	45
石川県	254	233	212	191	169	148	127	106	85	64	42
福井県	270	248	225	203	180	158	135	113	90	68	45
長野県	247	226	206	185	165	144	124	103	82	62	41
岐阜県	273	250	228	205	182	159	137	114	91	68	46
静岡県	290	266	242	218	193	169	145	121	97	73	48
愛知県	272	249	227	204	181	159	136	113	91	68	45
三重県	335	307	279	251	223	195	168	140	112	84	56
滋賀県	301	276	251	226	201	176	151	125	100	75	50
京都府	322	295	268	242	215	188	161	134	107	81	54
大阪府	335	307	279	251	223	195	168	140	112	84	56
兵庫県	299	274	249	224	199	174	150	125	100	75	50
奈良県	301	276	251	226	201	176	151	125	100	75	50
和歌山県	328	301	273	246	219	191	164	137	109	82	55
鳥取県	175	160	146	131	117	102	88	73	58	44	29
島根県	174	160	145	131	116	102	87	73	58	44	29
岡山県	188	172	157	141	125	110	94	78	63	47	31
広島県	174	160	145	131	116	102	87	73	58	44	29
山口県	162	149	135	122	108	95	81	68	54	41	27
徳島県	238	218	198	179	159	139	119	99	79	60	40
香川県	173	159	144	130	115	101	87	72	58	43	29
愛媛県	170	156	142	128	113	99	85	71	57	43	28
高知県	233	214	194	175	155	136	117	97	78	58	39
福岡県	227	208	189	170	151	132	114	95	76	57	38
佐賀県	235	215	196	176	157	137	118	98	78	59	39
長崎県	217	199	181	163	145	127	109	90	72	54	36
熊本県	235	215	196	176	157	137	118	98	78	59	39
大分県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
宮崎県	240	220	200	180	160	140	120	100	80	60	40
鹿児島県	220	202	183	165	147	128	110	92	73	55	37
沖縄県	215	197	179	161	143	125	108	90	72	54	36

■ サイバーリスク(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
------	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----

ご加入にあたってのご注意点

もし事故が起きたときは

<動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<サイバーリスク保険>

●サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除く)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●上記以外

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、

この保険は、一般社団法人太陽光発電協会の契約者とし、FIT認定またはFIP認定事業者を記名被保険者とする動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体契約者が有します。

このご案内書は、動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

通知義務

<動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<サイバーリスク保険>

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じたことが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

<動産総合保険>

他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を損害の額とみなして保険金を支払います。

<施設賠償責任保険・サイバーリスク保険>

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※)またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

【幹事代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL: 03-4332-4010(平日 9:00~17:00)

MAIL: solar@web-tac.co.jp

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

広域法人部 法人第二課

東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4153